絶滅のおそれのある野生動植物種の保存 に関する法律 概要と過去改正経緯等

令和6年3月 環境省自然環境局野生生物課

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の概要

(令和6年3月現在) (平成4年6月制定・平成5年4月施行・赤字は平成29年改正箇所) (我が国に生息する希少種の保護) (外国産の希少種の保護) ワシントン条約附属書I掲載種 ・レッドリストの作成 レッドデータブックの作成 二国間渡り鳥等保護条約(協定)通報種 絶滅危惧種3772種 希少野生動植物種(第4条第2項) 国際希少野生動植物種(第4条第4項) 国内希少野生動植物種(第4条第3項)448種 捕獲等の禁止┃┃譲渡し等の禁止┃ 販売目的の陳列 輸出入の禁止 販売目的の陳列 輸出入時の承認 譲渡し等の禁止 (第9条) (第12条第1項) 広告の禁止 (第15条第1項) 広告の禁止 の義務付け (第12条第1項) (第15条第2項) ×2 (第17条) (第17条) $\times 1.2$ X1 \mathcal{O} 取 ※1 特定第一種国内種は適用除外(第12条第1項第2号等)。特定国 内種事業として行う場合には届出が必要(第30条) 下記の場合例外的に譲渡し等が可能 ※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等の み規制 (第9条第2号等) 法第20条に基づく、環境大臣(又は個体等登録機関) の「登録」を受けた場合 生息地保護 (第12条第1項第6号) 10地区指定(1489ha) 生息地等保護区の指定(第36条第1項) 環境省が指定・管理 象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合 (第12条第1項第4号等) ※特定国際種事業(べっ甲)として行う場合には届出 保護增殖事業計画(第45条第1項) 76種(亜種を含む。) 保護 が必要(第33条の2) ※特別国際種事業(象牙)として行う場合には登録が 環境省(+各省)が策定(告示) 増 必要 (第33条の6) 殖 環境省の保護増殖事業 動 15園認定 植 認定希少種保全動植物園等の認定(第48条の4第1項) 認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。 亰

種の保存法の沿革

○ 我が国の絶滅危惧種の保全制度は、二国間渡り鳥条約やワシントン条約に対応するための譲渡規制に重点を置いたものから、国内 の絶滅危惧種の保全も含めた体系的な制度に見直し。

昭和47年 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の制定

・特殊鳥類の譲渡及び輸出入の禁止

昭和62年 <u>絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法</u> 律の制定

- ・国際取引により絶滅のおそれのある種について、譲渡等及 び陳列を禁止
- ・商業目的で繁殖された個体の登録

平成4年 種の保存法の制定

・国内及び国外の絶滅危惧種種の保存を図る体系的な制度 を整備。

※特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律は廃止。

平成6年 種の保存法の改正

- ・器官及び加工品の規制を追加
- ・原材料器官等に係る事前登録制度
- •特定国際種事業の創設
- ・適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の創設・
- ・指定認定機関の創設

平成15年 種の保存法の改正

- •指定認定機関を登録機関に改正
- ・登録機関の申請対象の拡大、要件の明確化

平成25年 種の保存法の改正

- ・罰則の引き上げ
- ・広告の禁止
- ・登録票の変更、書換交付等の新設

平成29年 種の保存法の改正

- 特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設
- ・認定希少種保全動植物園等制度の創設
- ・国際希少野生動植物種の登録制度の強化
- ・特別国際種事業者の登録制度の創設 など

種の保存法 平成25年改正の概要

法律の概要

〇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び 譲渡し等の禁止、生息地等の保護、及び保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

改正の必要性

〇希少野生動植物種の個体等は、<u>希少性が高く、高額で取引されるが、現行の罰則が軽い</u>ことから、悪質な違法取引が後を絶たない。

【違法取引の価格の例】



スローロリス→ 30万円

※1者が延べ60頭で約1500万円 の利益を得た事例有り ←イニホーラリクガメ 2匹で700万円



象牙(全形)→ 47本で1700万

これらに対し、現行で最高の罰則は、 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(法人は最高100万円以下の罰金)

〇譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種は、前段階の行為である販売又は頒布目的での<u>陳列が禁止</u>されているが、<u>実物を伴わないインターネット上での掲載等については特</u> 段の規定がないため、違法な譲渡し等を助長する一因となっている。

○環境大臣に申請して<u>登録票の交付を受けた国際希少野生動植物種の個体等</u> (商業的目的で繁殖させたもの等)は譲渡し等が可能であるが、個体等の<u>性</u> <u>状に変更が生じた場合(生体からはく製へ加工した等)</u>に、登録票と個体等の 対応関係を明確にするための記載事項の変更を求める手続の規定がない。

P

に備え付けて管理

【登録票】 種名、登録 記号番号 などを記載』

例)オオバタン

改正内容

(1) 違法な譲渡し等についての罰則を大幅に引き上げる。

行為者:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 → 【改正案】5年以下の懲役又は500万円以下の罰金 法人: 100万円以下の罰金 → 1億円以下の罰金

- (2) 譲渡し等が禁止されている希少野生動植物種について、これまでの販売又は頒布目的での陳列禁止に加えて、<u>広告(インターネット又は紙媒体等への掲載等)についても禁止する。</u>
- (3) 登録票の記載事項(個体等の区分、主な特徴)に変更が生じた場合における変更 登録、登録票の書換交付等の手続を新設する。
- (4) その他、<u>目的規定に「生物の多様性の確保」</u>の明記、<u>国の責務規定に「科学的知見の充実」</u>の追加、「教育活動等により国民の理解を深めること」の規定及び施行後3年を経過した場合の法の見直し規定の追加等の改正を行う。
 - 〇 (1)公布の日から起算して20日、(2)及び(3)公布の日から起算して1年以内の政令で定める日からそれぞれ施行する。

種の保存法 平成29年改正の概要

現行法の概要

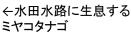
〇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の 禁止、生息地等の保護、保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

背 景

○我が国では3,690種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、<u>調査研究や環境教育等に伴う捕獲等(第9条)及び譲渡し等(第12</u>条)を規制対象から除外する種指定の在り方が求められている。



草原に生息する ヒョウモンモドキ→







←水田に生息する ナゴヤダルマガエル ※写真提供:自然環境研究センター

〇希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、<u>動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。</u>

〇国際希少野生動植物種は登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる(第20条等)が、登録票の<u>返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生。また、象牙等を扱う特定国際種事業者が、登録票なしで象牙を購入した事例等も確認。</u>

高価で取引され、違法な流通の報告があるスローロリス ※写真提供:自然環境研究センター

改正内容

(1) <u>販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制</u>する<u>「特定第二種国内希少野生</u> 動植物種」制度を創設(第4条第6項等)する

> 二次的自然に分布する昆虫類、 魚類、両生類等を想定

- ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
- ✓ 保護増殖事業や生息地等保護区による保全
- (2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす<u>動植物園等を認定する制度を創設(第48条の4等)</u>し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の<u>譲渡し等については、規</u>制を適用しない(第48条の10)こととする。
- (3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、<u>更新等の手続を創設(第20条の2)</u>するとともに、<u>実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける(第20条第2項第4</u>号等)。更に、<u>象牙事業については届出制を登録制</u>とする(第33条の6等)。
- (4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変(第36条等)、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設(第48条の2等)、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設(第6条)、科学委員会の法定化(第4条第7項)等の改正を行う。



(1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進

~ 「特定第二種国内希少野生動植物種」制度の創設~

現状と課題

- 〇レッドリストでは、3,690種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の 国内希少野生動植物種は208種※に留まっている。
 - ※平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている(現在、119種を追加指定済み)。
- ○<u>多くの絶滅危惧種が二次的自然(里地里山等)に依存</u>*しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、<u>人</u>の働きかけを維持するための支援等が必要。
 - ※昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。
- 〇また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として<u>業</u> 者等による大量捕獲の危機にさらされている。
- 〇しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、<u>現行の</u>規制対象種とすることには問題がある場合もある。
- 〇産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種*については、<u>捕獲等(第9条)及び譲渡し等(第12条)の規制が重要ではない場合がある</u>。 ※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

改正内容

<現行の国内希少野生動植物種>

〇学術研究、繁殖、教育等の目的で許可 を受けた場合を除き、<u>捕獲等及び譲渡し</u> 等は原則として禁止(第9条)。

捕獲•採取•損傷

販売・交換

<特定第二種国内希少野生動植物種> (新設·第4条第6項)

○販売・頒布の目的での<u>捕獲等のみを禁</u> 止(第9条第2号)。

販売・頒布 業者の捕獲等

調査研究・環境教育等 捕獲や交換





二次的自然に分布する 種も積極的に保全

- ✓ 業者の捕獲等の抑制による保全
- ✓ 保護増殖事業の実施(第45条等)や生息地等保護区の指定(第36条等)による保全

(2)動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

~「認定希少種保全動植物園等」制度の創設~

現状と課題

- 〇ツシマヤマネコ、トキ、ムニンノボタン等の一部の種は、動植物園等 の協力を得て生息域外保全や野生復帰の取組を実施。
- ○動植物園等の種の保存等に対する役割を認める<u>制度は存在せず</u>、 生息域外保全等の取組は、<u>各動植物園等の自主的な協力に頼っ</u> <u>ている</u>。動植物園等の間で、繁殖等のために個体を移動する際に は、譲渡し等の許可手続き(第13条)が必要であり、<u>手続きの緩和</u> が必要。
- ○野生動植物種の生息状況等の悪化に伴い、生息域外保全が必要 な種の数は増大の一途。生息域外保全を政府の力だけで実施す ることは限界があることから、今後、<u>関連団体等と密接に連携し、</u> 取組を促進していくことが不可欠。



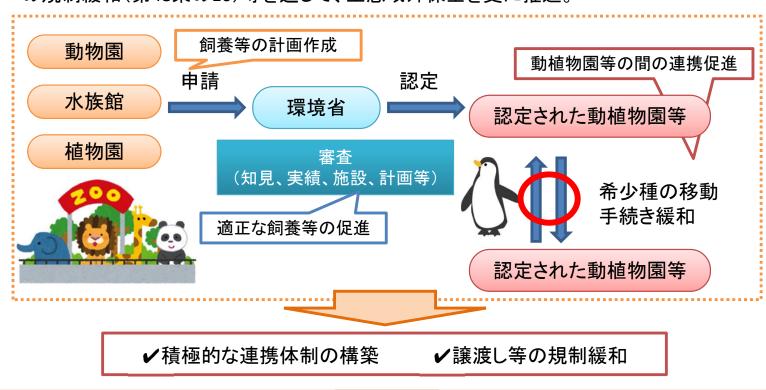
ツシマヤマネコ



ムニンノボタン

改正内容

〇希少種の保護増殖という点で、適切な施設及び能力を有する<u>動植物園等を認定する制度を創設(第48条の4等)。</u>計画の策定を通じて、積極的な連携を図るとともに、譲渡し等の規制緩和(第48条の10)等を通じて、生息域外保全を更に推進。



生息域外保全や普及啓発等のより一層の促進

(3)①希少野生動植物種の流通管理強化

~国際希少野生動植物種の登録手続の改善~

現状と課題

- ○国際希少野生動植物種は、その<u>希少性から高額で取引</u>されて いるものが多い。
- ○適法に輸入された個体等については、<u>登録した上で、登録票と</u> あわせて譲渡し等を行うことができる(第20条等)。
- ○登録されている個体等を占有しなくなった場合等は、<u>登録票の</u> <u>返納が義務</u>づけられている(第22条)が、個体が死亡しても<u>返納</u> しない場合が少なくないと推察。
- 〇未返納の登録票を、違法に入手した別の個体の登録票として<u>不</u> 正に利用した事件も発生。



スローロリス 写真提供:自然環境研究センター



オオバタン 写真提供:自然環 境研究センター

改正内容

現行の登録制度

登録の要件(第20条)

- ●適法に輸入された個体
- ●日本国内で繁殖した個体 など



登録機関



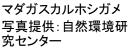


以後、登録票とともに移動

個体と登録票は1対1対応



登録票



- 〇新たに登録の有効期限を設定(第20条の2)
- 〇個体識別措置を導入(可能かつ必要な種)(第20条第2 項第4号等)



マイクロチップ

- ✓ 一定の期間で失効させ、不正な流用を防止
- ✓ 登録票と登録個体の対応関係を強化



国際希少野生動植物種の流通管理の強化

(3)②象牙等の事業者の管理強化

~象牙に係る「特別国際種事業者」の登録制度の創設~

現状と課題

- 〇現在、象牙のカットピースや製品については、個々の譲渡し等 を規制する代わりに、象牙の<u>譲渡し等の業務を伴う事業を行お</u> うとする者による、届出が義務付けられている(第33条の2)。
- ○未届の事業者や届出事業者による違反事例等が確認されているが、現在の制度では、事業者が法令に違反する行為を行った場合でも、<u>罰則に従って罰金(50万円)を支払う等すれば事</u>業を継続することができる。
- 〇また、昨年9月~10月に開催された第17回ワシントン条約締約 国会議では、アフリカゾウ密猟を抑制するため、「密猟や違法取 引に貢献する市場の閉鎖」を勧告する決議が採択。国内市場 の適正管理を継続するためにも、より厳正な対応が必要。



象牙の全形牙



象牙の印章

改正内容

象牙のカットピースや製品を扱う事業者の届出制を登録制に

現行の届出制度

特定国際種事業者

届出(第33条の2)

環境省 • 経済産業省

- / 台帳記載義務(第33条の3)
 - ※罰則:罰金50万円等(第62条)

必要に応じて指示、 立入検査等(第33条の4等)

新たな登録制度

登録申請(第33条の6)

特別国際種事業者

登録(第33条の6)

環境省·経済産業省 (事業登録機関)

- ✓ 台帳記載義務(第33条の11)
- ✓ 5年毎の登録の更新制(第33条の10)
- ✓ 所有する全形牙の登録義務(第33条の6)
- ✓ カットピース等の管理票作成義務(第33条の23)
- ✓ 広告・販売時の登録番号等の表示義務(第33条の11)
- ✓ 事業者登録簿の公開(第33条の8)
 - ※罰則:懲役5年、罰金500万円等(第57条の2)

罰金1億円等【法人】(第65条第1号)

事業者を審査(第33条の6)

必要に応じて措置命令、 立入検査、<mark>登録取消し</mark> 等(第33条の13等)

象牙の国内市場の適正な管理の推進